

右のような形で出題する予定（変更可能性あり。変更する場合は法学部 Web 掲示板「試験関係」でお知らせします。）ですので、筆記具の準備をし忘れないよう、十分注意してください。

2020年1月9日（木）

担当教員 新堂明子

科目：民事法総論（木曜4時限）

担当教員：新堂明子

日時：2020年1月23日（木）15:30～16:30

場所：G403

【注意】

（1）書き込みのある六法の持ち込みは認めません。

書き込みとは、文字、記号または矢印を指します。記号には、六法の文字を○△□等で囲んでいるものも含まれますが、六法の文字の横に線を引いただけのもの、または、六法の文字の上にラインマーカーを付けただけのものは含まれません。

六法に付箋紙を貼ることも認めません。付箋紙に、文字、記号または矢印の書き込みがあるか否かを問いません。

以上の指示に従わなかった者については、直ちに、その答案を無効とし、証拠保全のため当該六法の提出を命じます。単位認定および成績評価をしないだけでなく、さらに、処分の対象となる可能性もあるので、十二分に注意してください。

（2）判例付きの六法の持ち込みは認めません。

（3）黒または青インクのボールペンまたは万年筆（プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。）で解答してください。鉛筆またはシャープペンシルで解答しないでください。

誤記等は二重線ないし×印で消すか、修正ペンないし修正テープで消してください。

この注意を遵守した答案には10点を加算します（この10点分+素点90点分=100点満点）。

（4）解答用紙（表裏）1枚を超えて配りませんので、その1枚に解答を書き終えてください。

（5）問題の順番どおりに解答してください（【第1問】→【第2問】→【第3問】）。また、【第2問】、【第3問】の冒頭に、「【第2問】」、「【第3問】」と記入してください。

【問題】

【第1問】（1）～（？）のすべてに解答しなさい。

正・誤を問われているものに対しては、正しければ「○」を、誤っていれば「×」を、記入しなさい。用語を問われているものに対しては、漢字で書くべきところを、漢字を誤ったり、ひらがなやカタカナで書いたりしたものは誤答とします。根拠条文が問われていれば、これを挙げなさい。たとえば、「1条2項3号」まで答えるべきであるにもかかわらず、「1条」または「1条2項」までしか答えていないものについては、誤答とします。また、「1-2-3」、「1②三」なども、誤答とします。なお、根拠条文が民法第1条第1項の場合は、「1条1項」と記入すれば足りません。

判例があるときは、判例に照らして答えなさい。（以下省略）